

平成23年度北海道一般会計補正予算（第9号）

平成23年度北海道一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,715,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,859,593,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	491,922,042	0	491,922,042
	1 道 民 税	173,609,754	△ 1,790,000	171,819,754
	2 事 業 税	67,627,153	△ 5,755,000	61,872,153
	3 地 方 消 費 税	72,384,051	3,793,000	76,177,051
	4 不 動 産 取 得 税	15,052,238	△ 1,329,000	13,723,238
	5 道 た ば こ 税	13,002,077	2,019,000	15,021,077
	7 自 動 車 取 得 税	9,188,074	△ 1,086,000	8,102,074
	8 軽 油 引 取 税	56,842,231	3,499,000	60,341,231
	9 自 動 車 税	78,983,125	800,000	79,783,125
	11 道 固 定 資 産 税	1,080,501	492,000	1,572,501
	13 核 燃 料 税	1,390,381	△ 851,000	539,381
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 税	680,000	208,000	888,000

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方消費税清算金		106,160,856	2,765,936	108,926,792
	1 地方消費税清算金	106,160,856	2,765,936	108,926,792
3 地方譲与税		80,751,000	△ 1,261,501	79,489,499
	1 地方法人特別譲与税	65,875,000	△ 1,557,241	64,317,759
	2 地方揮発油譲与税	13,814,000	266,763	14,080,763
	3 石油ガス譲与税	954,000	9,911	963,911
	4 航空機燃料譲与税	108,000	19,066	127,066
4 地方特例交付金		5,745,000	△ 679,805	5,065,195
	1 地方特例交付金	5,745,000	△ 679,805	5,065,195
5 地方交付税		695,396,542	1,582,998	696,979,540
	1 地方交付税	695,396,542	1,582,998	696,979,540
6 交通安全対策特別交付金		1,741,000	△ 22,055	1,718,945
	1 交通安全対策特別交付金	1,741,000	△ 22,055	1,718,945
7 分担金及び負担金		21,123,010	△ 493,761	20,629,249

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 分 担 金	3,158,662	308,742	3,467,404
	2 負 担 金	17,964,348	△ 802,503	17,161,845
8 使用料及び手数料		15,433,152	△ 53,394	15,379,758
	1 使 用 料	4,993,658	△ 42,115	4,951,543
	2 手 数 料	588,223	△ 3,562	584,661
	3 証 紙 収 入	9,851,271	△ 7,717	9,843,554
9 国庫支出金		377,046,450	△ 10,971,646	366,074,804
	1 国庫負担金	121,218,871	2,311,745	123,530,616
	2 国庫補助金	251,470,089	△ 12,718,049	238,752,040
	3 委 託 金	4,357,490	△ 565,342	3,792,148
10 財産収入		7,735,330	762,916	8,498,246
	1 財産運用収入	4,781,494	△ 102,319	4,679,175
	2 財産売却収入	2,953,836	865,235	3,819,071
11 寄 附 金		69,006	6,371	75,377

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	69,006	6,371	75,377
12 繰 入 金		103,974,980	△ 7,992,104	95,982,876
	1 特別会計繰入金	3,707,527	△ 8,798	3,698,729
	2 基金繰入金	100,267,453	△ 7,983,306	92,284,147
13 諸 収 入		312,940,154	△ 20,323,160	292,616,994
	1 延滞金、加算金 及び過料等	1,799,326	△ 185,585	1,613,741
	3 貸付金収入	294,025,436	△ 18,918,318	275,107,118
	4 受託事業収入	2,948,390	△ 411,902	2,536,488
	5 収益事業収入	8,578,471	△ 707,676	7,870,795
	6 雑 入	5,525,971	△ 99,679	5,426,292
14 道 債		673,547,000	1,268,302	674,815,302
	1 道 債	673,547,000	1,268,302	674,815,302
15 繰 越 金		723,450	695,416	1,418,866
	1 繰 越 金	723,450	695,416	1,418,866

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	2,894,308,972	△ 34,715,487	2,859,593,485

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,682,356	△ 99,397	3,582,959
	1 議 会 費	3,682,356	△ 99,397	3,582,959
2 総 務 費		237,342,189	△ 949,840	236,392,349
	1 総 務 管 理 費	95,392,230	△ 304,057	95,088,173
	2 徴 税 費	83,931,607	651,554	84,583,161
	3 学 事 宗 務 費	47,299,933	△ 697,330	46,602,603
	4 防 災 費	4,442,824	△ 12,918	4,429,906
	5 原子力安全対策費	1,135,149	△ 116,225	1,018,924
	6 危 機 管 理 費	22,696	△ 1,187	21,509
	7 領土復帰対策費	666,313	△ 4,179	662,134
	8 会 計 管 理 費	867,822	△ 59,080	808,742
	9 選 挙 費	2,765,053	△ 495,620	2,269,433
	10 人 事 委 員 会 費	226,675	31,300	257,975

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	591,887	57,902	649,789
3 総合政策費		63,698,816	△ 2,305,736	61,393,080
	1 総合政策管理費	4,664,483	△ 783,348	3,881,135
	2 国際交流費	340,568	△ 18,066	322,502
	3 政策審議費	4,843	△ 335	4,508
	4 計画推進費	15,196,676	△ 127,364	15,069,312
	5 科学IT振興費	16,985,227	△ 192,641	16,792,586
	6 新幹線・交通企画費	18,141,320	△ 778,922	17,362,398
	7 地域づくり支援費	4,404,704	△ 24,187	4,380,517
	8 地域行政費	3,889,961	△ 378,085	3,511,876
	9 地域主権費	71,034	△ 2,788	68,246
4 環境生活費		9,115,730	114,084	9,229,814
	1 環境生活管理費	2,172,584	△ 22,348	2,150,236
	2 アイヌ政策推進費	888,956	△ 40,859	848,097

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境推進費	1,442,139	24,682	1,466,821
	4 循環型社会推進費	1,926,127	206,077	2,132,204
	5 自然環境費	265,343	△ 12,054	253,289
	6 地球温暖化対策推進費	20,884	△ 1,661	19,223
	7 暮らし安全推進費	577,794	37,852	615,646
	8 消費者安全費	797,498	△ 64,842	732,656
	9 道民活動文化振興費	1,024,405	△ 12,763	1,011,642
5 保健福祉費		425,212,854	△ 14,903,171	410,309,683
	1 保健福祉管理費	26,788,885	△ 699,973	26,088,912
	2 施設運営指導費	12,096,713	△ 1,381,026	10,715,687
	3 医療薬務費	5,818,239	40,906	5,859,145
	4 地域医師確保推進費	28,752,609	△ 8,994,499	19,758,110
	5 健康安全費	137,797,229	131,594	137,928,823
	6 福祉援護費	39,313,722	△ 1,084,225	38,229,497

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 高齢者保健福祉費	73,212,836	△ 2,852,396	70,360,440
	8 障がい者保健福祉費	50,420,219	467,574	50,887,793
	9 子ども未来推進費	50,962,960	△ 527,889	50,435,071
	10 災害救助費	49,442	△ 3,237	46,205
6 経 済 費		255,992,000	△ 14,323,028	241,668,972
	1 経 済 管 理 費	4,342,713	△ 104,825	4,237,888
	2 観 光 費	616,964	△ 4,387	612,577
	3 商 工 金 融 費	198,248,704	△ 12,023,174	186,225,530
	4 産 業 振 興 費	532,231	△ 1,251	530,980
	5 商 業 経 済 交 流 費	412,113	△ 19,004	393,109
	6 産 業 立 地 費	18,437,046	△ 426,652	18,010,394
	7 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	3,137,355	△ 108,724	3,028,631
	8 雇 用 労 政 費	26,510,027	△ 1,267,362	25,242,665
	9 人 材 育 成 費	3,328,707	△ 382,349	2,946,358

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 労働委員会費	426,140	14,700	440,840
7 農政費		137,406,545	7,852,888	145,259,433
	1 農政管理費	9,995,971	△ 313,861	9,682,110
	2 食品政策費	3,096,543	△ 1,108,868	1,987,675
	3 農産振興費	922,976	△ 273,240	649,736
	4 畜産振興費	2,348,943	△ 52,383	2,296,560
	5 技術普及費	337,546	△ 26,896	310,650
	6 農業経営費	2,175,651	△ 189,224	1,986,427
	7 農業支援費	6,300,500	△ 622,501	5,677,999
	8 農地調整費	1,537,418	△ 261,045	1,276,373
	9 農村設計費	27,120,783	1,843,477	28,964,260
	10 農業農村整備事業費	66,837,652	△ 160,255	66,677,397
	11 農業施設管理費	16,545,505	9,027,544	25,573,049
	12 農村計画費	187,057	△ 9,860	177,197

款	項	補正前の額	補正額	計
8	水産林務費	85,007,964	△ 1,790,470	83,217,494
	1 水産林務管理費	7,730,521	△ 237,992	7,492,529
	2 水産経営費	3,478,359	△ 114,677	3,363,682
	3 水産振興費	264,618	△ 26,369	238,249
	4 漁港漁村費	25,954,948	△ 447,579	25,507,369
	5 漁業管理費	5,642,040	△ 828,271	4,813,769
	6 林業木材費	18,054,898	△ 74,613	17,980,285
	7 森林計画費	1,635,933	△ 14,533	1,621,400
	8 森林整備費	9,929,128	△ 9,224	9,919,904
	9 治山費	9,934,581	△ 24,734	9,909,847
	10 森林活用費	325,492	△ 6,613	318,879
	11 道有林費	2,057,446	△ 5,865	2,051,581
9	建設費	279,579,546	△ 6,933,848	272,645,698
	1 建設管理費	66,135,339	△ 1,033,013	65,102,326

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 空港港湾費	6,468,463	△ 202,516	6,265,947
	3 道路橋りょう費	122,283,044	△ 5,023,264	117,259,780
	4 河川費	48,926,400	△ 212,378	48,714,022
	5 砂防海岸費	17,527,457	△ 18,448	17,509,009
	6 まちづくり推進費	124,317	△ 1,234	123,083
	7 都市環境費	15,729,026	△ 297,362	15,431,664
	8 公園下水道費	1,626,411	△ 1,059	1,625,352
	9 建築指導費	682,563	△ 136,206	546,357
	10 住宅費	42,123	△ 6,210	35,913
	11 営繕費	34,403	△ 2,158	32,245
10 警察費		126,439,128	△ 653,015	125,786,113
	1 警察管理費	119,905,539	△ 527,054	119,378,485
	2 警察活動費	2,818,923	△ 27,196	2,791,727
	3 交通安全施設費	3,714,666	△ 98,765	3,615,901

款	項	補正前の額	補正額	計
11 教育費		464,359,165	△ 1,530,829	462,828,336
	1 教育総務費	22,914,120	△ 826,141	22,087,979
	2 小学校費	179,575,440	△ 51,319	179,524,121
	3 中学校費	110,986,292	△ 41,835	110,944,457
	4 高等学校費	101,506,966	△ 320,521	101,186,445
	5 特別支援学校費	44,562,804	△ 121,419	44,441,385
	6 学校教育費	1,240,621	△ 153,818	1,086,803
	7 社会教育費	2,136,762	△ 23,493	2,113,269
	8 保健体育費	1,436,160	7,717	1,443,877
12 災害復旧費		7,897,250	△ 683,640	7,213,610
	1 農地開発施設 災害復旧費	750,680	△ 76,074	674,606
	2 水産林業施設 災害復旧費	4,805,815	△ 739,518	4,066,297
	3 土木施設災害復旧費	2,340,755	131,952	2,472,707
13 公債費		719,159,436	△ 2,349,206	716,810,230

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	719,159,436	△ 2,349,206	716,810,230
14 諸支出金		79,015,993	3,839,721	82,855,714
	1 繰出金	4,509,921	△ 139,536	4,370,385
	2 諸費	74,506,072	3,979,257	78,485,329
歳出合計		2,894,308,972	△ 34,715,487	2,859,593,485

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合政策費	4 計画推進費	道州制北海道地域連携モデル事業費	566,500	道州制北海道地域連携モデル事業費	1,972,300
	6 新幹線・交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	4,409,528
	7 地域づくり支援費	—	—	特定地域政策推進費	791
5 保健福祉費	2 施設運営指導費	—	—	社会福祉施設整備事業費	147,126
	4 地域医師確保推進費	—	—	地域医療施設対策費	20,505
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	203,710	公共事業事務費	353,710
		—	—	耕地災害復旧事業事務費	2,430
	7 農業支援費	—	—	アイヌ農林漁業対策事業費	29,885
	10 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	23,615,399	道営土地改良事業費	26,748,399
		—	—	団体営土地改良事業費	29,000
		道営農用地造成事業費	70,000	道営農用地造成事業費	1,120,000
		—	—	団体営農用地造成事業費	533,000
道営農地防災事業費		44,000	道営農地防災事業費	603,000	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	道 営 農 道 整 備 事 業 費	263,000
		—	—	道 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	252,000
		—	—	団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費	6,000
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	90,351	公共事業事務費	116,300
		—	—	補助事業事務費	6,212
	2 水産経営費	—	—	水産業共同利用施設復旧支援事業費	1,026,523
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	2,299,000	水産物供給基盤整備事業費	5,255,800
		—	—	漁港整備事業費	25,325
		—	—	漁港漁村活性化対策事業費	89,435
		—	—	漁港海岸保全事業費	69,000
	5 漁業管理費	—	—	共同利用漁船復旧支援事業費	2,953,128
		—	—	国際漁業総合対策事業費	41,500
	6 林業木材費	—	—	地域林業活性化対策事業費	4,500
	7 森林計画費	—	—	森林環境保全整備事業費	80,400

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	373,112	森林環境保全整備事業費	775,822
	9 治山費	治山事業費	621,537	治山事業費	1,058,979
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	54,350	公共事業事務費	106,915
		補助事業事務費	2,000	補助事業事務費	6,000
		単独事業事務費	29,196	単独事業事務費	49,196
	2 空港港湾費	—	—	空港特別対策事業費	38,500
		—	—	地域活力基盤整備事業費	38,500
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	1,122,395	道路公共事業費	3,203,990
		道路特別対策事業費	1,452,556	道路特別対策事業費	3,911,864
		地域活力基盤整備事業費	2,120,954	地域活力基盤整備事業費	5,683,946
	4 河川費	河川公共事業費	784,000	河川公共事業費	2,492,000
		—	—	ダム負担工事費	13,000
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	340,000	砂防公共事業費	2,000,000
		海岸公共事業費	70,000	海岸公共事業費	770,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	7 都市環境費	街路公共事業費	268,000	街路公共事業費	978,326
		街路特別対策事業費	37,290	街路特別対策事業費	504,244
		地域活力基盤整備事業費	55,935	地域活力基盤整備事業費	756,366
12 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	—	—	耕地災害復旧事業費	179,192
		—	—	—	—
	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	漁港災害復旧事業費	115,300
		—	—	林道災害復旧事業費	65,698
		—	—	緊急治山事業費	180,600
		—	—	養殖施設災害復旧事業費	473,697
3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	1,062,000	土木災害復旧事業費	1,749,000	

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為（一般第15次分）	平成20年度から平成23年度まで	2,900,000	平成20年度から平成23年度まで	4,300,000
平成18年度新生ほっかいどう資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	平成18年度から平成33年度まで	420,000	平成18年度から平成33年度まで	630,000
平成13年度農地保有合理化促進事業に関する債務負担行為	利子補給	平成13年度から平成23年度まで 1,635,154	平成13年度から平成27年度まで	1,635,269
	損失補償	平成13年度から平成24年度まで 14,586,445	平成13年度から平成28年度まで	14,586,445
平成14年度農地保有合理化促進事業に関する債務負担行為	利子補給	平成14年度から平成24年度まで 1,257,084	平成14年度から平成27年度まで	1,257,293
	損失補償	平成14年度から平成25年度まで 13,321,344	平成14年度から平成28年度まで	13,321,344
昭和51年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,541千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,544千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和56年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,525千円以内 借入資金に係る	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,542千円以内 借入資金に係る

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額		利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
昭和61年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 17,521千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 17,531千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成3年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,000千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,007千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利率 の半年複利 以内の額 の合計額
平成8年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,399千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,407千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成23年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成24年度まで	元金について 30,491,000千円 利子について 元金に対する 利子相当額の 合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	982,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	961,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道州制北海道 地域連携 モデル事業費	6,298,200	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,273,600	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報 ネットワーク 施設整備費	1,170,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,112,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	15,373,000	同 上	10%以内	同 上	14,706,000	同 上	10%以内	同 上
テレビ会議 システム 整備費	71,000	同 上	10%以内	同 上	41,000	同 上	10%以内	同 上
石狩西部広域 水道対策費	458,000	同 上	10%以内	同 上	401,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉 施設整備費	2,316,000	同 上	10%以内	同 上	2,202,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 支 援 対 策 費	10,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	7,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土 地 改 良 事 業 費	13,916,000	同 上	10%以内	同 上	13,432,000	同 上	10%以内	同 上
農 用 地 造 成 事 業 費	1,167,000	同 上	10%以内	同 上	1,619,000	同 上	10%以内	同 上
農 地 防 災 事 業 費	1,126,000	同 上	10%以内	同 上	1,116,000	同 上	10%以内	同 上
農 村 総 合 整 備 事 業 費	403,000	同 上	10%以内	同 上	493,000	同 上	10%以内	同 上
農 道 等 整 備 事 業 費	677,000	同 上	10%以内	同 上	659,000	同 上	10%以内	同 上
農 道 整 備 特 別 対 策 事 業 費	708,000	同 上	10%以内	同 上	706,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 土 地 改 良 事 業 費	5,485,000	同 上	10%以内	同 上	5,556,000	同 上	10%以内	同 上
水 産 基 盤 整 備 費	7,474,000	同 上	10%以内	同 上	7,176,000	同 上	10%以内	同 上
漁 港 海 岸 保 全 費	540,000	同 上	10%以内	同 上	521,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 漁 港 海 岸 保 全 施 設 整 備 特 別 対 策 事 業 費	380,000	同 上	10%以内	同 上	379,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 事 業 費	4,762,000	同 上	10%以内	同 上	4,740,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,608,000	財務省その他からの借入れ又は知人の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,599,000	財務省その他からの借入れ又は知人の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
森林整備費	2,733,800	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,732,700	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁船管理費	2,233,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,828,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産業漁村振興推進費	520,000	同 上	10%以内	同 上	492,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	386,000	同 上	10%以内	同 上	384,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	22,659,000	同 上	10%以内	同 上	22,347,000	同 上	10%以内	同 上
道路維持管理費	2,366,000	同 上	10%以内	同 上	2,292,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設改良費	3,870,000	同 上	10%以内	同 上	3,389,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
積雪寒冷対策費	540,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	432,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
市町村道整備費	95,000	同 上	10%以内	同 上	94,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	36,741,000	同 上	10%以内	同 上	35,030,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	11,015,000	同 上	10%以内	同 上	10,939,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	9,116,000	同 上	10%以内	同 上	9,170,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	4,634,000	同 上	10%以内	同 上	4,469,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	2,557,000	同 上	10%以内	同 上	2,425,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,017,000	同 上	10%以内	同 上	1,019,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	5,323,000	同 上	10%以内	同 上	5,313,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	5,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
街路事業費	3,121,000	同 上	10%以内	同 上	3,119,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
						団体との共同発行を含む。)		
臨時街路整備特別対策事業費	3,286,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,240,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
都市公園費	387,000	同 上	10%以内	同 上	384,000	同 上	10%以内	同 上
地方道路整備臨時貸付金事業費	4,142,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,252,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄海岸事業費	153,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	142,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通安全施設整備費	1,049,000	同 上	10%以内	同 上	1,000,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等整備費	299,000	同 上	10%以内	同 上	313,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	1,199,000	同 上	10%以内	同 上	1,149,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校施設整備費	792,000	同 上	10%以内	同 上	740,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
耕地災害復旧費	95,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	66,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港災害復旧費	188,000	同上	10%以内	同上	153,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	6,000	同上	10%以内	同上	0	—	—	—
治山災害復旧費	141,000	同上	10%以内	同上	105,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土木災害復旧費	533,000	同上	10%以内	同上	573,000	同上	10%以内	同上
水産災害復旧費	12,000	同上	10%以内	同上	6,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	180,000,000	同上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上	178,417,002	同上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
減収補てん債	—	—	—	—	7,692,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	673,547,000				674,815,302			

平成23年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ453,335,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		544,125	5,477	549,602
	1 財産運用収入	544,125	5,477	549,602
2 繰入金		450,953,837	1,831,880	452,785,717
	1 一般会計繰入金	356,621,793	1,831,893	358,453,686
	2 基金繰入金	94,332,044	△ 13	94,332,031
歳入合計		451,497,962	1,837,357	453,335,319

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		451,497,962	1,837,357	453,335,319
	1 公 債 費	451,497,962	1,837,357	453,335,319
歳 出 合 計		451,497,962	1,837,357	453,335,319

平成23年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216,444千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,763,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		28,062	△ 3,037	25,025
	1 一般会計繰入金	28,062	△ 3,037	25,025
2 諸 収 入		2,723,054	△ 292,911	2,430,143
	1 貸付金収入	2,395,554	△ 439,440	1,956,114
	2 雑 入	327,500	146,529	474,029
3 道 債		67,280	△ 11,280	56,000
	1 道 債	67,280	△ 11,280	56,000
4 繰 越 金		161,593	90,784	252,377
	1 繰 越 金	161,593	90,784	252,377
歳 入 合 計		2,979,989	△ 216,444	2,763,545

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	803,032	△ 217,365	585,667	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	803,032	△ 217,365	585,667	
2	公 債 費	1,567,393	△ 1,742	1,565,651	
	1 公 債 費	1,567,393	△ 1,742	1,565,651	
3	諸 支 出 金	609,564	2,663	612,227	
	1 繰 出 金	609,564	2,663	612,227	
歳 出 合 計		2,979,989	△ 216,444	2,763,545	

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	67,280	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	56,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.30%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成23年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

平成23年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,599千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,626,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		141,106	△ 74,160	66,946
	1 一般会計繰入金	141,106	△ 74,160	66,946
2 繰越金		202,832	170,045	372,877
	1 繰越金	202,832	170,045	372,877
3 諸収入		1,023,613	41,637	1,065,250
	1 貸付金収入	1,023,499	41,637	1,065,136
4 道債		262,685	△ 141,121	121,564
	1 道債	262,685	△ 141,121	121,564
歳入合計		1,630,236	△ 3,599	1,626,637

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金 貸付等事業費		751,943	△ 3,599	748,344
	1 就農支援資金 貸付等事業費	751,943	△ 3,599	748,344
歳 出 合 計		1,630,236	△ 3,599	1,626,637

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	262,685	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	121,564	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。

平成23年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,301千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ896,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		313,025	△ 14,743	298,282
	1 使用料	313,025	△ 14,743	298,282
3 繰入金		123,085	△ 1,382	121,703
	1 一般会計繰入金	123,085	△ 1,382	121,703
4 繰越金		100	6,938	7,038
	1 繰越金	100	6,938	7,038
5 諸収入		180,962	△ 1,214	179,748
	2 一般会計借入金	153,281	△ 1,214	152,067
6 道債		249,000	△ 1,900	247,100
	1 道債	249,000	△ 1,900	247,100
歳入合計		908,372	△ 12,301	896,071

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		395,898	△ 9,472	386,426
	1 公共下水道事業費	395,898	△ 9,472	386,426
2 公 債 費		508,795	△ 2,609	506,186
	1 公 債 費	508,795	△ 2,609	506,186
3 諸 支 出 金		3,679	△ 220	3,459
	1 繰 出 金	3,479	△ 220	3,259
歳 出 合 計		908,372	△ 12,301	896,071

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	249,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	247,100	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成23年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,139,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		469,120	△ 3,181	465,939
	1 負担金	469,120	△ 3,181	465,939
3 繰入金		1,495,286	△ 21,475	1,473,811
	1 一般会計繰入金	1,495,286	△ 21,475	1,473,811
4 繰越金		100	9,864	9,964
	1 繰越金	100	9,864	9,964
6 道債		1,094,800	△ 1,700	1,093,100
	1 道債	1,094,800	△ 1,700	1,093,100
歳入合計		4,155,842	△ 16,492	4,139,350

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 流域下水道事業費		1,992,372	△ 3,090	1,989,282	
	1 流域下水道事業費	1,992,372	△ 3,090	1,989,282	
2 公 債 費		2,147,926	△ 13,263	2,134,663	
	1 公 債 費	2,147,926	△ 13,263	2,134,663	
3 諸 支 出 金		15,544	△ 139	15,405	
	1 繰 出 金	13,544	△ 139	13,405	
歳 出 合 計		4,155,842	△ 16,492	4,139,350	

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,094,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,093,100	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成23年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237,966千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,821,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,677,561	△ 337,792	5,339,769
	1 使用料	5,677,561	△ 337,792	5,339,769
2 国庫支出金		3,359,427	△ 84,348	3,275,079
	1 国庫補助金	3,359,427	△ 84,348	3,275,079
3 財産収入		330,800	△ 41,967	288,833
	1 財産運用収入	21,843	1,059	22,902
	2 財産売払収入	308,957	△ 43,026	265,931
4 繰入金		2,614,539	△ 39,482	2,575,057
	1 一般会計繰入金	2,492,919	△ 39,482	2,453,437
5 繰越金		100	38,488	38,588
	1 繰越金	100	38,488	38,588
6 諸収入		2,252,180	374,135	2,626,315

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	2,095,335	393,459	2,488,794
	2 雑入	156,845	△ 19,324	137,521
7 道債		3,825,000	△ 147,000	3,678,000
	1 道債	3,825,000	△ 147,000	3,678,000
歳入合計		18,059,607	△ 237,966	17,821,641

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 道営住宅事業費		8,310,830	△ 192,856	8,117,974	
	1 道営住宅事業費	8,310,830	△ 192,856	8,117,974	
2 公 債 費		8,687,758	△ 44,496	8,643,262	
	1 公 債 費	8,687,758	△ 44,496	8,643,262	
3 諸 支 出 金		1,061,019	△ 614	1,060,405	
	1 繰 出 金	1,061,009	△ 614	1,060,395	
歳 出 合 計		18,059,607	△ 237,966	17,821,641	

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,825,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,678,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成23年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,357,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		30,536	2,307	32,843
	1 財 産 運 用 収 入	30,536	2,307	32,843
歳 入 合 計		58,354,860	2,307	58,357,167

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		30,243,860	2,307	30,246,167
	1 公 債 費	30,243,860	2,307	30,246,167
歳 出 合 計		58,354,860	2,307	58,357,167

平成23年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	243,390人	△ 21,667人	221,723人
外 来	294,996人	△ 11,484人	283,512人
（4）一日平均患者数			
入 院	665人	△ 59人	606人
外 来	1,209人	△ 47人	1,162人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	15,914,517千円	△ 135,533千円	15,778,984千円
第1項 医業収益	8,976,359千円	△ 94,319千円	8,882,040千円
第2項 医業外収益	6,931,158千円	△ 55,452千円	6,875,706千円
第3項 特別利益	7,000千円	14,238千円	21,238千円
支 出			
第1款 病院事業費用	18,601,751千円	△ 27,850千円	18,573,901千円
第1項 医業費用	14,589,909千円	12,250千円	14,602,159千円
第2項 医業外費用	2,614,577千円	△ 72,480千円	2,542,097千円
第3項 特別損失	1,397,265千円	32,380千円	1,429,645千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金520,409千円」を「過年度分損益勘定留保資金81,537千円及び当年度分損益勘定留保資金438,872千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費9,031,498千円」を「(1)職員給与費8,989,050千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「1,898,617千円」を「2,035,803千円」に改める。

平成23年度北海道電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度北海道電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	282,399,000キロワット時	35,057,000キロワット時	317,456,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
シューパロ発電所 建設事業	1,069,422千円	△ 268,136千円	801,286千円
滝の上発電所 改修事業	29,925千円	△ 7,783千円	22,142千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,263,579千円	36,247千円	3,299,826千円
第1項 営業収益	3,129,986千円	34,845千円	3,164,831千円
第2項 財務収益	1,786千円	△ 1,018千円	768千円
第3項 営業外収益	9千円	2,402千円	2,411千円
第4項 特別利益	131,798千円	18千円	131,816千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,476,231千円	△ 35,751千円	2,440,480千円
第1項 営業費用	1,901,857千円	△ 71,018千円	1,830,839千円
第2項 財務費用	477,243千円	△ 1,500千円	475,743千円
第3項 営業外費用	74,236千円	18,040千円	92,276千円
第4項 特別損失	22,895千円	18,727千円	41,622千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,640,939千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,374,334千円」に、「過年度分損益勘定留保資金943,059千円、当年度分

損益勘定留保資金650,121千円及び当年度資本的収支調整額47,759千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,337,765千円及び当年度資本的収支調整額36,569千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	695,308千円	△ 9,320千円	685,988千円
第2項 補助金	102,268千円	△ 28,198千円	74,070千円
第3項 固定資産売却代金	23,040千円	18,672千円	41,712千円
第4項 負担金	0千円	206千円	206千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,336,247千円	△ 275,925千円	2,060,322千円
第1項 建設改良費	1,120,816千円	△ 275,863千円	844,953千円
第2項 企業債償還金	1,215,431千円	△ 62千円	1,215,369千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費516,273千円」を「(1)職員給与費491,430千円」に、「(2)交際費195千円」を「(2)交際費130千円」に改める。

平成23年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	73箇所	△ 2箇所	71箇所
(2) 年間総給水量	91,286,910立方メートル	199,500立方メートル	91,486,410立方メートル
(3) 一日平均給水量	250,101立方メートル	546立方メートル	250,647立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	10,370千円	△ 398千円	9,972千円
苫小牧地区 工業用水道改修事業	629,035千円	△ 156,636千円	472,399千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	45,043千円	△ 7,820千円	37,223千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金103,511千円」を「一般会計から長期借入金98,699千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,056,111千円	9,800千円	2,065,911千円
第1項 営業収益	1,879,785千円	10,045千円	1,889,830千円
第2項 営業外収益	176,326千円	△ 245千円	176,081千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,088,423千円	△ 23,878千円	2,064,545千円
第1項 営業費用	1,575,963千円	△ 22,029千円	1,553,934千円
第2項 営業外費用	512,460千円	△ 1,849千円	510,611千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額774,203千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額769,460千円」に、「過年度分損益勘定留保資金218,866千円、当年度分損益

勘定留保資金529,865千円及び当年度資本的収支調整額25,472千円」を「過年度分損益勘定留保資金308,896千円、当年度分損益勘定留保資金440,199千円及び当年度資本的収支調整額20,365千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,025,556千円	△ 163,580千円	2,861,976千円
第1項 企業債	786,625千円	△ 154,000千円	632,625千円
第2項 補助金	1,928,409千円	△ 9,200千円	1,919,209千円
第4項 他会計からの出資金	9,877千円	△ 380千円	9,497千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,799,759千円	△ 168,323千円	3,631,436千円
第1項 建設改良費	725,660千円	△ 168,710千円	556,950千円
第2項 企業債償還金	2,975,999千円	387千円	2,976,386千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
苫小牧地区 工業用水道 改修事業	千円 541,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 394,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
室蘭地区 工業用水道 改修事業	44,000	同 上	10% 以内	同 上	37,000	同 上	10% 以内	同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費305,715千円」を「(1)職員給与費305,005千円」に、「(2)交際費105千円」を「(2)交際費70千円」に改める。